

# 常任委員会

第58号議案から第68号議案までの計11議案について、定例会3日目(9月10日)の本会議において質疑が行われた後、第59号議案・白石市会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例及び第60号議案・会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例、第63号議案・白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例の3議案は、総務産業建設常任委員会に審査が付託されました。

9月17日に審査が行われ、質疑応答を経て、すべての議案について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。審査の中で議論された主な点は次のとおりです。

## 総務産業建設常任委員会

- 委員長 菊地 忠久
- 副委員長 大野 栄光
- 委員 大森貢之・澁谷政義
- 高橋純斎・小川正人
- 保科善一郎・森建人
- 角張一郎

◎会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

◎白石市会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例

**〔質疑〕**会計年度任用職員制度の任用期間は1年間で再任は妨げないとあるが、再任により長期間に渡り任用された場合、正式に雇用するなど、身分の取り扱いに変更はあるのか。

**〔答弁〕**再任により長期間にわたる任用もあり得るが、あくまで4月から3月までの年度ごとに任用される職員であり、長期間再任されても取り扱いに変更はない。

**〔質疑〕**会計年度任用職員制度の導入は、国の法律が改正

されたことによるものだが、それに伴う本市の財政負担について、国からの財政措置はなされるのか。

**〔答弁〕**現時点において、平成30年度と比較して、令和2年度で約6千400万円、令和3年度で約1億700万円の支出増と試算しており、財源的に大変厳しい状況にあることから、その財源については市長会を通じて国に要望している段階である。

◎白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

**〔質疑〕**花と鳥とのふれあいの公園を企業へ売り払うことについて、地域住民の理解は得られているのか。

**〔答弁〕**この公園は、現在、公園内のトイレが利用される以外、ほとんど利用されていない状況であり、該当地域となる自治会長との協議において、本市の雇用確保の観点から企業への売り払いについては賛成である旨の話を受けている。

# 討論

決算審査特別委員会(9月12日)及び定例会最終日(9月24日)において、第56議案及び第57議案に対する討論が行われました。

定例会最終日に行われた討論の主な内容は、次のとおりです。

◎第56号議案・平成30年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

◎第57号議案・平成30年度白石市水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について

**反対** 伊藤 勝美

第56号議案については、平成30年度決算は1年間の行財政運営の結果であり、多くの成果があったことは事実であることから、その成果を否定するものではない。

しかし、決算は予算に基づいて執行された結果であり、財政指標だけで市民の暮らしがよ

い結果を生んでいるかどうかは、必ずしも連動していないと考える。

そこで、地方自治体の役割である「住民の福祉の増進」が最大限に図られたのかという点に判断の基準を置いてみると、疑義の念を抱かざるを得ない。

国や県からの補助金、交付金があるから事業を実施するという考えではなく、税金など自主財源を中心に、身の丈に合った市政運営ができる自治体ということを肝に命じ、真に市民の暮らしに必要な事業を実施していくことが、今後においても重要ではないかと考える。

確かに限られた財源で自治体の本旨である福祉の増進を効率的に図ることは容易ではないと理解できる。しかし、これが自治体の役割であり、福祉優先の財政運営こそ少子高齢化社会の中では、なおさら重要だと考える。

第57号議案については、下水道事業は本市の財政も厳しい中で運営を余儀なくされていることは承知している。